

別紙第1(第5条第1項)  
 保育所等利用調整基準

保護者の状況		基準点	
① 居宅外で労働することを常態としている。			
居宅外	会社等に雇用されている者	常態として、月160時間以上の就労	30
		常態として、月140時間以上160時間未満の就労	28
		常態として、月120時間以上140時間未満の就労	26
		常態として、月100時間以上120時間未満の就労	24
		常態として、月80時間以上100時間未満の就労	22
		常態として、月64時間以上80時間未満の就労	20
	自営業	常態として、月160時間以上の就労	30
		常態として、月140時間以上160時間未満の就労	28
		常態として、月120時間以上140時間未満の就労	26
		常態として、月100時間以上120時間未満の就労	24
		常態として、月80時間以上100時間未満の就労	22
		常態として、月64時間以上80時間未満の就労	20
	内定者	常態として、月160時間以上の就労	25
		常態として、月140時間以上160時間未満の就労	23
		常態として、月120時間以上140時間未満の就労	21
		常態として、月100時間以上120時間未満の就労	19
		常態として、月80時間以上100時間未満の就労	17
		常態として、月64時間以上80時間未満の就労	15
② 居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働することを常態としている。			
居宅内	自営業	常態として、月160時間以上の就労	28
		常態として、月140時間以上160時間未満の就労	26
		常態として、月120時間以上140時間未満の就労	24
		常態として、月100時間以上120時間未満の就労	22
		常態として、月80時間以上100時間未満の就労	20
		常態として、月64時間以上80時間未満の就労	18
	内職者	10	
③ 出産予定日以前8週間から出産日後8週間までの期間にある。			
④ 疾病若しくは負傷している、又は精神若しくは身体に障害を有している。			
疾病・負傷の程度	長期間の入院(1月以上)		35
	居宅内で、常時病臥の状態		35
	毎週通院加療が必要な状態		20
障害の程度	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳((A))・A又は精神障害者保健福祉手帳1級を有している。		30
	身体障害者手帳3級、療育手帳B又は精神障害者保健福祉手帳2級・3級を有している。		25
⑤ 同居の親族(長期入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している。			
居宅外	入院付添に当たっている。		25
居宅内	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳((A))・A又は精神障害者保健福祉手帳1級を有している重度の障害者介護又は看護している。		30
	要介護認定者を介護している。		30
⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。			
⑦ 求職活動(起業の準備)を継続的に行っている。			
月64時間未満の労働		10	
労働していない		2	
⑧ 就学している、又は職業訓練を受けている。			
常態として、月160時間以上の就学等		30	
常態として、月140時間以上160時間未満の就学等		28	
常態として、月120時間以上140時間未満の就学等		26	
常態として、月100時間以上120時間未満の就学等		24	
常態として、月80時間以上100時間未満の就学等		22	
常態として、月64時間以上80時間未満の就学等		20	
就学等予定の場合		15	
⑨ 育児休業中にある。			
		16	

別表第2(第5条第1項)  
優先事由及び調整事由

優先事由		加算点
1	児童相談関係機関等が、児童虐待又は配偶者等による暴力のおそれがある等社会的擁護が必要であると認めている世帯	100
2	ひとり親世帯	40
3	小規模保育又は家庭的保育事業所等の卒所児童（年齢制限により継続利用ができない場合に限る。）世帯	40
4	保育士、保育教諭の資格を有し、かつ市内の保育所等で就労（内定）する場合	40
5	別居中（離婚調停状況がわかる書類の提出がある場合に限る。）世帯	30
6	生計中心者の失業（倒産等職場の都合によるものに限る。）中の世帯	30
7	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	20
8	義務教育終了前の子どもが3人以上いる世帯 （事由9、10、12、13とは重複しない。）	10
9	保育所等における保育の利用を育児休業により辞めた世帯であって、退所日から1年以内に育児休業を終えた保護者が職場復帰予定の世帯 （申込みの対象となる児童以外の兄弟姉妹も含む。）	8
10	産後休暇又は育児休業を終えた保護者が職場に復帰予定の世帯 （事由9とは重複しない。）	4
11	保育所等における保育の利用希望児童が障害を有する世帯	3
12	入所希望の保育所等に当該児童の兄弟姉妹が在所している世帯 （求職中を除く。）	2
13	兄弟姉妹が同時申込（転所を除く。）をしている世帯 （事由9、10、12とは重複しない。）	2
14	保護者の配偶者が単身赴任の世帯	2
15	週5日勤務者	1

調整事由		加算点
1	65歳未満で、保育をすることが可能な無職又は休職中の祖父母等親族が同居している場合（該当人数を乗じて算定）	-5
2	市外からの広域入所を希望している世帯（転入者の世帯及び入所児童が同一認定こども園内における支給認定変更こどもの世帯を除く。）	-20
3	入所を希望する児童又は当該児童の兄弟姉妹にかかる保育料を正当な理由なく6月以上滞納している世帯	-30

備考 児童の兄弟姉妹が保育所等における保育を利用している場合は、その旨を考慮し調整を行うことができる。